

平成30年度 南小国町中学校運動部活動の方針

1. 部活動の意義と留意点

(1) 意義

学校教育活動の一環として行われる運動部活動は、次のような教育的意義を持つ。

- ① 生徒の自主的・自発的な参加の中で、生徒同士や教員と生徒等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりする。
- ② スポーツに関する科学的知見やスポーツがもつ様々な良さを実感でき、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。

(2) 留意点

- ① 運動部活動は、希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。
- ② 生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないようにする。
- ③ 運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意する。
- ④ 生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定し、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びとキャリア形成の関係を意識した活動を展開する。
- ⑤ 生徒の能力・適性・興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導する。

2. 部活動の方針

- (1) 運動部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制の下で行う。
- (2) 学校長は、生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという運動部活動の基本的意義を踏まえ、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努める。
- (3) 学校長は、バランスのとれた生活やスポーツ傷害を予防する観点から、練習日数や1日あたりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
- (4) 学校長は、本方針に則り、「運動部活動に係る活動方針」を毎年度策定するとともに、1部を教育委員会に提出し了解を得るとともに、広く保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。
- (5) 各部活動の指導者は、「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、学校長の許可を得る。

3. 部の位置付けと設置

運動部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び活動方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて、適正な数の運動部活動を設置する。

4. 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員（部活動指導員を含む）をもって充てる。部活動指導員のみで顧問を構成する部においては、教諭等を担当に充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合、指導者の人格や資質・能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

顧問は、運動部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針

が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員等と連携協力し、指導する。
また、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。

5. 校内委員会の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な運動部活動の推進を図るために、会議や研修会を実施する。

6. 社会体育関係団体との連携

地域や学校の実態に応じて、地域のスポーツ指導者やスポーツクラブ等との連携を図り、運動部活動の充実につなげる。

7. 経費

活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

8. 練習

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認の下、顧問が作成した計画に基づいて行う。

(1) 練習日

- ① 1週間の練習日は、5日以内とし、平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上の計2日以上を休養日とする。また、毎月第一日曜日は、完全休養日とする。
- ② 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて、無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り返るなど適切に休養日を確保する。

(2) 練習時間

- ① 平日の練習時間は、長くとも2時間程度とする。
- ② 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の練習時間は、長くとも3時間程度とする。

(3) 練習試合

- ① 練習試合の範囲については、原則として県域内とする。
- ② 練習試合は、月3回以内とする。

9. 運動競技大会への参加

顧問は、事前に運動競技会への参加計画書を作成し、学校長から承認を得た場合にのみ参加できる。

なお校長は、平成14年3月11日付け教体第1958号「児童生徒の運動競技について」の教育長通知等を参考にし、大会が次の(1)から(3)の大会について参加を承認する。

- (1) 生徒が参加する運動競技大会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は、中学校体育連盟の主催大会に年1回、共催大会に年2回程度とする。
- (2) 国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会に生徒が参加する場合には、国及び財団法人日本スポーツ協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させる。
- (3) このほかの大会参加については、上記(1)、(2)を参考に、生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部活動が参加する大会を精査する。